

香取広域市町村圏事務組合消防通信管理運用規程

平成18年 3月27日

訓令第21号

改正 平成19年 8月27日訓令第15号

平成28年 2月26日訓令第3号

令和 7年 3月28日訓令第3号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 管理責任者（第7条—第9条）

第3章 有線通信（第10条—第12条）

第4章 無線通信（第13条—第21条）

第5章 管理及び保全（第22条—第27条）

第6章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、消防業務の効率的な運用を図るため、火災、救急、救助その他の災害（以下「災害等」という。）に対処する消防通信の管理運用について電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 共同指令センター 千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規程（平成26年協議会規程第1号）第2条に規定するちば消防共同指令センターをいう。

（2） 指令管制員 共同指令センターにおいて、災害通報の受報、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達（以下「指令管制業務」という。）に従事する職員をいう。

（3） 消防通報用電話 電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）第5条第2項別表第12号に規定する電気通信番号で共同指令センターへ災害を通報する電話をいう。

（4） 消防通信 災害時又は消防活動上必要な通信で次に掲げる通信をいう。

ア 災害通報 災害等が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき、当該災

害について消防通報用電話及び消防機関に設置された一般加入電話（公衆回線に接続されている電話をいう。以下「加入電話」という。）、携帯電話、駆付け等による災害発生 の通報をいう。

イ 出動指令 共同指令センターから消防本部、署所に所属する消防隊、救急隊及び救助隊（以下「消防隊等」という。）の出動及び災害時の活動（以下「災害活動」という。）に関する指示命令をする通信をいう。

ウ 応援要請 災害等の現場から共同指令センターに発せられる、現場最高指揮者が必要と認めて他の消防隊等又は資機材の増強及び他の関係機関の出動を要請する通信をいう。

エ 現場速報 災害等に従事する消防隊等から共同指令センター及び消防本部等（以下「共同指令センター等」という。）に通報される当該災害の状況、活動内容等に関する通信をいう。

オ 支援情報通信 共同指令センター等から災害活動に従事する消防隊等へ災害活動に必要なとされる支援情報（災害活動を迅速かつ的確及び安全に遂行するため必要な情報をいう。以下同じ。）を伝達するための通信をいう。

カ 業務通信 共同指令センター等若しくは消防署、分署、分遣所、出張所（以下「消防署等」という。）又は消防隊等から警察、海上保安庁、電力、水道、ガス事業者、鉄道事業者その他の関係機関に対し、災害に関する情報を通報するための通信をいう。

キ 消防情報通信 共同指令センターから発せられる災害の推移状況、活動内容その他消防活動に必要な情報を通知するための通信をいう。

ク 通常通信 災害以外の消防業務に関し、共同指令センター等若しくは消防署等又は消防隊等間で行う通信をいう。

(5) 情報管理室員 消防本部の情報管理室で通信業務に従事する職員をいう。

(6) 通信勤務員 消防本部及び消防署等において、災害通報の受報、出動指令の受令、消防車両の動態の登録又は変更その他の通信に従事する職員をいう。

(7) 通信指令設備 有線設備、無線設備、電源装置その他情報通信機器で次に掲げる装置をいう。

ア 署所端末装置 消防本部及び消防署等に設置し、災害の受報、災害情報の収集伝達、消防隊等の出動並びにその運用に係る有線及び無線を媒介とした通信を行う装置

イ 情報共有端末装置 消防本部に設置し、災害情報の参照、指令管制員への災害地点特定支援、消防隊等情報の表示、病院情報の表示、指令管制システムのデータメンテナンス、共同指令センターの指令台操作訓練等並びに消防本部及び消防署等間の連絡事項の送受信を行う装置

ウ 指令情報出力装置 消防本部及び消防署等に設置し、出動指令書の出力、災害情報の参照、指令管制員への災害地点特定支援、消防隊等情報の表示及び設定、病院情報の表示、指令管制システムのデータメンテナンス又は消防本部及び消防署等間の連絡事項の送受信等を行う装置

エ 車両運用端末装置 消防隊等の車両に設置し、当該車両の動態の登録及び変更、指令の受信、現場速報の送信、地図の表示、支援情報の検索等を行う装置

(8) 無線局 法に基づき、設置された無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを除く。

(9) 基地局 法に基づき、移動局との交信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。

(10) 受令機 消防署等及び消防団車両等に配備された受信のみを目的とする設備をいう。

(11) 無線従事者 法第40条第1項第1号から第4号までに規定する資格を有する者で無線設備の操作に従事する者をいう。

(12) 主波 関係団体（千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会消防通信規程（平成26年協議会規程第2号。以下「共同指令センター通信規程」という。）第1条に規定する関係団体をいう。）ごとに使用する周波数として指定されたものをいう。

(13) 無線統制 無線通信の混信及び輻輳を防止するため、通信制限を行うことをいう。
(通信勤務員の責務)

第3条 通信勤務員は、法令を遵守し、通信指令設備の機能を十分に発揮させるよう運用管理に努めなければならない。

(目的以外の使用禁止)

第4条 通信勤務員は、通信指令設備及び指令管制業務又は通信業務上知り得た情報を災害活動その他消防業務以外の目的に使用してはならない。

(時刻の表示)

第5条 消防通信に使用する時刻表示は、24時間制により行うものとする。

(通信の順位)

第6条 消防通信の優先順位は、災害等に係る緊急かつ重要な通信を優先し、原則として次の各号に定める順序によるものとする。

- (1) 災害通報
- (2) 出動指令
- (3) 応援要請
- (4) 現場速報
- (5) 支援情報通信
- (6) 業務通信
- (7) 消防情報通信
- (8) 通常通信
- (9) 前各号に掲げる通信以外の通信

第2章 管理責任者

(総括管理者)

第7条 消防通信に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、消防長をもって充てる。
- 3 総括管理者は、消防通信の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者及び管理者を指揮監督する。

(管理責任者及び管理者)

第8条 消防通信に管理責任者及び管理者を置く。

- 2 管理責任者は警防課長、管理者は署所長（以下「所属長」という。）をもって充てる。
- 3 管理責任者は、総括管理者の命を受け通信施設等の計画、変更及び移設等消防通信の管理及び運用業務を処理する。
- 4 管理者は、通信設備の管理及び保全に努め職員に適正な運用の指導をしなければならない。

(通信取扱責任者)

第9条 情報管理室に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、総括管理者が無線従事者の中から指名する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、消防通信の管理及び運用に係る業務に従事する。

第3章 有線通信

(災害通報の受報)

第10条 情報管理室員及び通信勤務員は、災害通報を受報したときは、災害の種別、場所、規模、傷病者等の状況その他の必要な事項を的確に把握し、共同指令センターに通報しなければならない。

(消防隊等の動態等の掌握)

第11条 管理責任者は、所属職員に消防隊等の編成及び動態登録の操作を適切に行わせ、掌握しなければならない。

2 管理責任者は、所属消防隊等の車両が災害活動中若しくは業務出向中における事故、故障その他の事由により出動不能となったとき又は当該事由が解消したときは、速やかに、その旨を共同指令センターの長（以下「センター長」という。）に通報するものとする。

(署所端末装置の取扱い)

第12条 通信勤務員は、次に掲げるところにより署所端末装置を取り扱うものとする。

(1) 呼出応答は、迅速に行わなければならないこと。

(2) 指令管制員の肉声による指令を確実に受信したときは、直ちに確受操作を行わなければならないこと。

(3) 指令の内容が不明なときは、受信終了後に確認を行うこと。ただし、緊急を要するときは、受信中でも緊急呼出を行うことができるものとする。

第4章 無線通信

(無線局の運用)

第13条 無線局の運用は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 無線通信は、消防通信の目的若しくは通信相手又はその範囲を超えて運用してはならない。

(2) 無線局は、常に最良の状態に調整し、他局が交信中でないことを確かめてから通話しなければならない。

(3) 前2号に規定するもののほか、無線局の運用は、千葉県消防救急無線管理運営規程（平成25年千葉県消第1715号）及び千葉県消防救急無線管理運営要領（平成25年千葉県消第1715号）に基づいて行わなければならない。

(無線局の開局及び閉局)

第14条 無線局の開局及び閉局は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 消防系車載型移動局、消防系可搬型移動局及び消防系携帯型移動局（以下「消防系移動局」という。）は、出動又は出向するときに開局し、帰署したときは閉局しなければならない。

(2) 消防系卓上型固定移動局は、有線回線が災害、故障その他の事由により途絶した場合に備え、通信勤務員の在庁中は開局しておかななければならない。

(3) 消防隊等の長は、消防系移動局を一時閉局するときは、共同指令センターに対して、連絡方法を明らかにしなければならない。

(通信状況の監視、聴取及び即応の義務)

第15条 開局中の無線局を運用する者は、常に通信状況を聴取し、呼出しに即応しなければならない。

(主波の指定)

第16条 無線局は、主波を使用するものとする。ただし、共同指令センター等から指示のあったとき又は通信妨害その他の事由により主波での通信が困難なときは、この限りでない。

(隣接応援出動時の主波の切換え)

第17条 消防隊等は、隣接応援区域に災害出動するときは、千葉県消防長会が定める千葉県内隣接応援時における無線運用計画に基づき、消防系移動局等の周波数を当該管轄の主波に切替えるものとする。

2 前項の消防隊等は、災害活動が終了し、災害現場を離れるときは、消防系移動局等の周波数を自己管轄の主波に切替えるものとする。

(無線統制及びその解除)

第18条 無線統制及びその解除は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 現場最高指揮者(香取広域市町村圏事務組合警防規程(平成21年香取広域市町村圏事務組合訓令第2号)第2条第5号に規定する現場最高指揮者をいう。以下この条において同じ。)は、災害通信の状況により必要があると認めるときは、無線統制を行うことができる。

(2) 現場最高指揮者は、通信状況及び災害状況の推移により、無線統制の必要がなくなったと認めるときは、速やかに無線統制を解除しなければならない。

(3) 現場最高指揮者は、前2号の規定により無線統制を行うとき又は解除するときは、センター長に報告するものとする。

(指令管制業務の移行)

第19条 管理責任者が必要と認めるときは、消防本部において指令管制業務を行うことができる。

2 管理責任者は、前項の規定により消防本部において指令管制業務を行うときは、行おう

とする当該指令管制業務の内容をセンター長に連絡しなければならない。

(無線通信の要領等)

第20条 無線通信の要領、無線略語その他の無線通信の運用に関し必要な事項は、共同指令センター通信規程第16条及び第21条に準ずるものとする。

(通話試験)

第21条 無線試験の通話試験に関し必要な事項は、共同指令センター通信規程第23条に準ずるものとする。

第5章 管理及び保全

(管理及び保全)

第22条 通信指令設備の管理及び保全に関し必要な事項は、次に掲げるところにより適正に維持管理するものとする。

(1) 通信勤務員は毎日1回以上、通信指令設備を点検し、機能の保全に努めるものとする。

(2) 無線設備の点検は、原則として無線従事者が行うものとする。

2 管理責任者は、消防本部及び消防署等の商用電源が停止したときは、直ちに通信指令設備の電源を確保するものとする。

3 管理責任者は、通信指令設備に故障又は異常が発生したときは、応急処置を講ずるとともに、センター長に修理又は調査を依頼しなければならない。

4 管理責任者は、通信指令設備に重大な損傷又は亡失等障害が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、総括管理者及びセンター長に報告しなければならない。

5 管理責任者は、通信指令設備に影響を及ぼすおそれがある庁舎の改修、通信指令設備の移設その他の工事を行うときは、事前にセンター長に連絡するものとする。

6 通信勤務員は、通信設備に故障、損傷又は亡失等障害が発生したときは、応急措置をとるとともに、通信設備(故障・損傷・亡失)報告書(別記第1号様式)に必要な事項を記入の上管理責任者に報告するものとする。

(勤務及び災害通信の報告)

第23条 通信勤務員は、勤務及び災害通信を記録し、管理責任者に報告するものとする。

(無線従事者の報告及び選解任)

第24条 管理責任者は、指令管制員の無線従事者資格に関する事項について、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにセンター長に報告するものとする。

(1) 無線従事者の免許を取得したとき。

(2) 無線従事者の免許を有している指令管制員の氏名が変更となったとき。

(3) 法第51条の規定により選任又は解任の手続を行ったとき。

(無線従事者の任務)

第25条 無線従事者は、常に無線通信に関する知識及び技能の向上に努めるとともに、無線設備の適正及び効果的な運用を図るものとする。

(無線番号体系の把握及び報告)

第26条 管理責任者は、無線番号体系に関する事項について、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにセンター長に報告しなければならない。

(1) 無線番号体系を追加したとき。

(2) 無線番号体系及び無線局呼出名称を変更し、又は削除したとき。

(書類等の管理)

第27条 管理責任者は、次の各号に掲げる書類等を備え、必要に応じて記録し、管理しなければならない。

(1) 通信設備台帳（別記第2号様式）

(2) 無線交信補助簿（別記第3号様式）

(3) 無線従事者名簿（別記第4号様式）

(4) 電話録取簿（別記第5号様式）

(5) その他必要と認める書類

第6章 雑則

(委任)

第28条 この訓令に定めるもののほか、消防通信の管理運用について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年8月17日訓令第15号）

この訓令は、公示の日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則（平成28年2月26日訓令第3号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日訓令第3号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第22条）

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合

消防長 様

所属長名

故障
通信設備 損傷報告書
亡失

発 生 日 時	年 月 日 時 分 頃
発 生 場 所	
配 置 場 所	
故 障 損 傷 箇 所 亡 失	
発 生 時 の 状 況	
所 属 長 の 意 見	
備 考	

第5号様式 (第27条)

電 話 録 取 簿

					月 日	受 発 信 者		要 旨	処 理	印
					時 分					
					月 日	受				
					時 分	発				
					月 日	受				
					時 分	発				
					月 日	受				
					時 分	発				
					月 日	受				
					時 分	発				
					月 日	受				
					時 分	発				